

川崎市で住宅宿泊事業（民泊）を始める方へ ～正しいごみの分け方・出し方～



《民泊事業を始めるにあたって》

住宅宿泊事業（民泊）から発生するごみは、「事業系ごみ」です。

- 家庭系のごみ集積所に出すことはできません。
- 廃棄物処理業許可業者に委託するか、自ら処理施設へ搬入してください（有料）。
- 近隣住民との良好な関係が維持できるよう、ごみの分別方法については滞在者に対して十分な説明を行い、理解を得るようにしてください。



※家庭ごみ集積所に事業系ごみを排出すると、不法投棄となり、
5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金になる場合があります
(法人もしくはその関係者は3億円以下の罰金)。

《事業系ごみの処理方法》

＜一般廃棄物処理業許可業者の探し方＞

- 川崎市長から許可を受けた業者の中から委託する業者を選んでください。
- 収集運搬の費用等については許可業者と取り決めてください。

詳細は市ホームページで

排出事業者用一般廃棄物処理業者情報一覧



＜事業系一般廃棄物を自ら搬入施設へ持ち込む方法＞

- 排出事業者の所在地（廃棄物の発生場所）によって、搬入できる施設が異なります。
- 施設に搬入する場合には、1kgあたり15円のごみ処理手数料が必要になります。

詳細は市ホームページで

施設搬入



＜産業廃棄物処理業許可業者の探し方＞

- 公益社団法人 神奈川県産業資源循環協会（045-681-2989）にお問い合わせください。

詳細は市ホームページで

産業廃棄物適正処理の手引き



《事業系ごみの分け方》

(家庭系ごみの分け方とは異なります)

種別	具体的な内容	区分
燃えるごみ	紙、割り箸等の木くず、コーヒーかすや野菜くずの生ごみ など	事業系一般廃棄物
プラスチック類	弁当容器（紙製は燃えるごみ）、カップ麺容器、トレイ、菓子袋、ビニール製品 など	産業廃棄物
びん	ビールやジュースのびん、ジャムのびん など	
缶	ビールやジュース、コーヒーの缶 など	
ペットボトル	ジュースやお茶のペットボトル など	
その他	ガラス、ゴム、金属類 など	

・上記の種別ごとに分別をして滞在者にわかるような表記・イラストによる表示等をお願いします。

《よく間違えやすいごみ》



上記のごみは事業系一般廃棄物と誤解されて排出されることがありますが、
これらは全て **産業廃棄物** として処理する必要がありますのでご注意ください。

問合せ先



■一般廃棄物に関すること

環境局生活環境部減量推進課

電話：044-200-2568

FAX：044-200-3923

Mail: 30genryo@city.kawasaki.jp

■産業廃棄物に関すること

環境局生活環境部廃棄物指導課

電話：044-200-2581

FAX：044-200-3923

Mail: 30haiki@city.kawasaki.jp